

お知らせ

トップページ>お知らせ>空港周辺における建物等設置の制限

最新情報

採用情報

移転補償跡地に係る使用許可のご案内

406MHzの航空機用救難無線機(ELT)のデータ登録フォームについて

空港周辺における建物等設置の制限

情報公開等案内

営業者の募集について

超軽量動力機等の安全確保について

空港供用規程の公表について

職員団体等との交渉等の概要について

空の日

空港周辺における建物等設置の制限

■ 空港周辺においては、一定の高さの建物等を設置することは出来ません。

※空港周辺における高さ制限のお知らせとお願いは[こちら](#)(PDF:175KB)

※大阪国際空港の高さ制限に関する問い合わせは、[関西エアポート\(株\)のホームページ\(大阪国際空港高さ制限回答システム\)](#)で確認下さい。
なお、関西国際空港周辺に係る制限については、[関西エアポート\(株\)のホームページ\(空港周辺におけるご注意\)](#)を確認願います。

※高松空港の高さ制限に関する問い合わせは、[高松空港\(株\)ホームページ](#)で確認下さい。

(問い合わせ先)高松空港株式会社 企画管理部 TEL 087-814-3657 FAX 087-814-3658

※福岡空港の高さ制限に関する問い合わせは、[福岡空港高さ制限回答システム](#)で確認下さい。

※長崎空港の高さ制限に関する問い合わせは、[長崎空港高さ制限回答システム](#)で確認下さい。

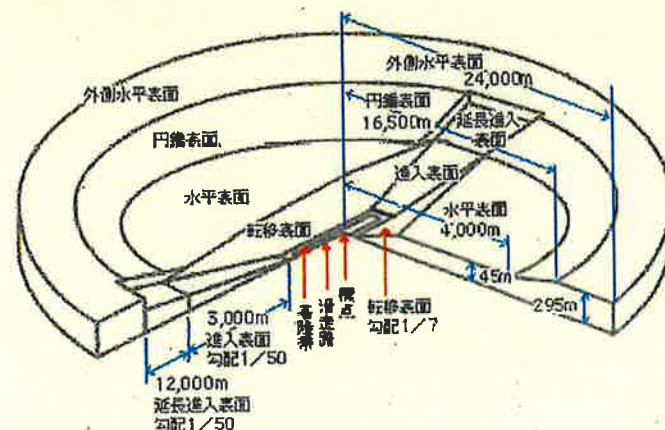
※制限表面上に出るか否かの照会窓口は[こちら](#)

制限表面の設定

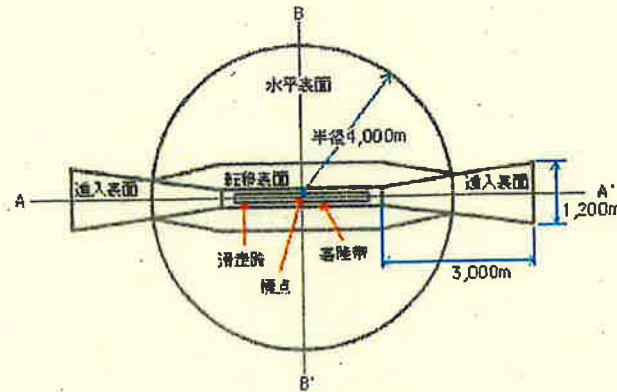
航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、次のような制限表面を設定しております。

※進入表面等の設定状況が確認できます。

制限表面概略図

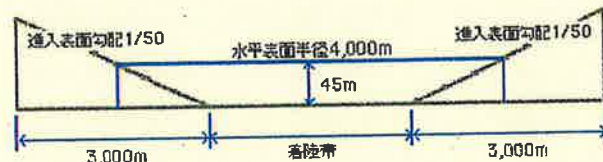


制限表面の平面概略図

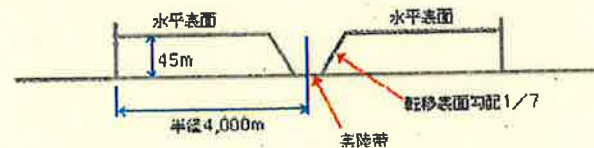


制限表面の断面概略図

断面A-A'



断面B-B'



- 1) 進入表面
着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。
進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。
(航空法第2条第8項)
- 2) 水平表面
空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。(航空法第2条第9項)
- 3) 転移表面
進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。(航空法第2条第10項)
- 4) 延長進入表面
進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配50分の1)への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。(航空法第56条第2項)
- 5) 円錐表面
円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条第3項)
- 6) 外側水平表面
円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を圆心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条第4項)

※なお、制限表面の範囲については、各空港毎に設定されておりますので、詳細については各空港事務所の窓口でご照会下さい。

▲ ページの先頭に戻る

物件の制限等

航空法の定めにより、上記の制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。
 ただし、水平表面、円錐表面及び外側水平表面に係るもので「仮設物」、「避雷設備」または「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害さない物件」については、申請により大阪航空局長の承認を受ければ、当該制限表面の上に出て、これを設置することができます。
 なお、これらに違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有する者に対し、除去を求めることがあります。(航空法第49条、第56条の3)
 また、規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者は、50万円以下の罰金に処されます。(航空法第150条)

制限表面の上に出るか否かの照会窓口

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、次の窓口に照会していただき、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認して下さい。
 また、水平表面、円錐表面及び外側水平表面については、申請によって、制限表面の上に出て仮設物等を設置することも出来ますので、申請窓口等併せて確認して下さい。
 なお、取扱時間は、祝日及び年末年始の閉庁日を除く月曜日から金曜日までの9:30～12:00及び13:00～17:00の時間帯です。
 以下にファックスで問合せいただく場合の様式(例)を参考に掲載します。この様式は一例ですので、詳細については、各空港の窓口へ照会して下さい。
 問合せ様式(例)(Excel: 20KB)

※福岡空港又は長崎空港については、インターネット上の「福岡空港高さ制限回答システム」又は「長崎空港高さ制限回答システム」により対応しており、ファックスでは受け付けておりませんのでご注意ください。

●八尾空港 八尾空港事務所 TEL 0729-92-0031

[八尾空港事務所からのお知らせ\(PDF:316KB\)](#)

●広島空港 広島空港事務所 TEL 0848-86-8650

[広島空港事務所からのお知らせ\(PDF:340KB\)](#)

●高松空港 高松空港株式会社 TEL 087-814-3657

●松山空港 松山空港事務所 TEL 089-972-0319

[松山空港事務所からのお知らせ\(PDF:321KB\)](#)

●高知空港 高知空港事務所 TEL 088-863-2621

[高知空港事務所からのお知らせ\(PDF:355KB\)](#)

●福岡空港 福岡空港事務所 TEL 092-621-2221

[福岡空港高さ制限回答システム▶](#)

(福岡空港高さ制限回答システムへ移動します。)

●北九州空港 北九州空港事務所 TEL 093-473-1089

[北九州空港事務所からのお知らせ\(PDF:266KB\)](#)

[周辺海域船舶へのお知らせ\(PDF:169KB\)](#)

●長崎空港 長崎空港事務所 TEL 0957-53-6151

[長崎空港事務所からのお知らせ\(PDF:530KB\) \[2016.06.01更新\]](#)

[長崎空港高さ制限回答システム▶](#)

(長崎空港高さ制限回答システムへ移動します。)

●熊本空港 熊本空港事務所 TEL 096-232-2853

熊本空港事務所からのお知らせ(PDF:326KB)

●大分空港 大分空港事務所 TEL 0978-67-3771

大分空港事務所からのお知らせ(PDF:322KB)

●宮崎空港 宮崎空港事務所 TEL 0985-51-3223

宮崎空港事務所からのお知らせ(PDF:337KB)

●鹿児島空港 鹿児島空港事務所 TEL 0995-58-4440

鹿児島空港事務所からのお知らせ(PDF:326KB)

●那覇空港 那覇空港事務所 TEL 098-857-1101

那覇空港事務所からのお知らせ(PDF:582KB)

制限高問合せ様式(Excel:19KB)



当サイトのPDFファイルをご覧になるには、Adobe Acrobat Reader (3.0J以降)が必要です。お持ちでない方は、恐れ入りますが[こちらから](#)ダウンロードをしてからご覧下さい。(アドビ社のサイトへ移動します。)

[▲ ページの先頭に戻る](#)